

「働き方改革」の法改正で働き方がこう変わる！

変えなきゃいけない働き方のルールがよくわかる

訂正表

本書27頁（フレックスタイム制の見直し）の「完全週休2日制の特例」の計算式に誤りがございました。お詫びするとともに、計算式は削除し、次の具体例を追加する訂正をいたします。

【誤】（削除）

$$\frac{\text{清算期間における総労働時間}}{\text{7}} = \frac{\text{清算期間における暦日数}}{\text{7}} = \text{清算期間における法定労働時間の総枠}$$

【正】

具体例：1日の所定労働時間8時間、勤務日数22日、清算期間の日数30日の場合

法定労働時間の総枠（22日×8時間） 176時間

清算期間における日数（30日）を7で除して得た数 $\frac{30}{7}$

●清算期間を平均し1週間当たりの労働時間について

$$176\text{時間} \div \frac{30}{7} = 41.0666\cdots\text{時間まで労働させることができる}$$